

議案第165号

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例案

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「除く。）」を「除く。）及び附則第94条から第97条まで並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (抄)

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第1条から第14条の4まで及び次の各号に掲げる児童福祉施設の区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1) - (3) 省 略

(4) 保育所 設備運営基準第32条から第36条の2まで(第32条第2号及び第3号を除く。) **及び
附則第94条から第97条まで並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生
省令第51号) 附則第2項**

(5) - (13) 省 略